

令和 4 年 2 月吉日

PTA 会員の皆様

蹉跎東小学校 PTA

教育委員会との懇談会における質問書

いつも PTA 活動にご理解とご協力をいただき有難うございます。

さて、枚方市 PTA 協議会（以下、市 P）は、毎年教育委員会との懇談会を行っております。この懇談会は、保護者の抱える教育行政についての疑問点を解消し、悩みを共有することで、行政と保護者の相互理解を進めることを目標としております。

令和 3 年度も枚方市の子ども達の教育環境がより良くしていくことへ繋がるように、蹉跎東小学校 PTA からは、【小学校部会】質問代表として本部役員・【給食委員会】から代表して、いきいき文化委員会・【生活指導委員会】から代表して校外生活指導委員会が、それぞれ教育委員会への質問を考え、1 学期に提出いたしました。（尚、全ての質問が教育委員会へ送られるのではなく、市内公立小学校から集めたものを市 P 各部会で検討した上で、教育委員会に提出しておりますので、本校の質問が反映されない場合もあります）

この度、小学校に関する質問事項への回答を下記の通りご報告申し上げます。（枚方市 PTA 協議会ホームページに中学校部会の内容も含めて掲載されております。）

<小学校部会>

1. タブレットについて

①昨年度のタブレット端末の有効活用についての回答の中に、【学校行事などのスケジュール確認や保護者への案内などのプリントをデジタル化し配信することで、ペーパーレス化を図るだけでなく、家庭でのコミュニケーションツールの一助となるよう、欠席時の連絡手段や、ミルメールの代替を含めタブレット端末を活用できるよう検討しています。】とありますが、各小学校 PTA からの配布物やお知らせなどについても現在は紙資料を配布が中心となっており、子どもがランドセルに入れっぱなしで配布物の破損や保護者の手に渡らないなどの問題を抱えています。ペーパーレス化などの環境配慮へも繋がると考えておりますが、PTA 配布物に関してタブレットを使用してのデータ配信などについて、貸与元である教育委員会のお考えをお聞かせ下さい。

【教育研修担当】回答

各校には校長会で、学校の実態に応じて PTA、校区コミュニティ協議会、地域教育協議会が発行するものについて、電子データで Google Classroom 等を通じて配付することが可能である旨、指示伝達を行っております。

②新型コロナウイルスの感染拡大が収まる気配がありません。またワクチンの接種完了時期に於いてもまだ見えない状況にあると思っております。枚方市に於いて休校措置がとられた場合、昨年度の回答の中に自宅でタブレット端末を使用したオンライン授業を想定されていますが、その際低学年児童を持つ家庭においては、親がそばに付いていないと実施困難かと思われます。両親が仕事をしている家庭が多く存在している中、何か対策はお考えでしょうか。

【教育研修担当】 回答

小中学校には短期の臨時休業になることを想定し、低学年の児童であっても一人で学習できるよう、学習課題の確認方法や Meet や Zoom への接続方法の確認等準備をしておくことを指示・伝達しています。

③先行配布された iPad を 6 年生のランドセルに入れた状態で重さを測った所、9 キロ弱ありました。高学年でも登下校時はしんどいといった声を聞いていますので、低学年がこの重さのランドセルを背負っての登校はかなりの負担になると思います。

教科書を学校に置いて帰るいわゆる「置き勉」等の配慮がないと、いいツールであっても持ち帰って利用するのは難しいのではないのでしょうか。教育委員会からの通達が無いとなかなか現場の先生方の判断では出来ないのではと思いますが、今後対策をお考えいただくことはできませんでしょうか。教育指導課より、【学校に対しましては、宿題で使用する教材などを明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等については学校に置いて帰ることを認めるなど、子ども達の負担軽減を図るよう促しております。引き続き、学校に対して、機会を捉えて促してまいります。】と昨年度に回答をもらっていますが、枚方市の中で改善されている学校もあると思いますが、例えば樟葉西小学校、牧野小学校では学年、クラスで置き勉が可能なクラスと持ち帰らせるクラスとあります。現在学校間だけでなく、学校内でも差がある状況です。統一する等、今後教育委員会としての対応策などありますでしょうか。

【教育指導担当】 回答

タブレット配備に伴う児童・生徒の携帯品に係る配慮については、令和 3 年 1 月の校長会にて指示伝達し、市内小中学校におきましては、持ち帰る教科書等を精選することを、職員会議等を通して共有しているところです。

各校へは、家庭学習で使用する教科書等を明確にし、使用する予定のない教科書等については、学校に置いて帰ることを認めることや、荷物の量に応じて、リュックサックや手提げかばんを使用する等、登下校時の児童・生徒の負担軽減に向けた柔軟な対応を学校に求めています。

教育委員会といたしましては、今後も改めて校長会等の場を通じて、学校に一層の周知をはかってまいります。

2. 教育について

①過日報道でありましたが、千葉県において“川崎市の小学校の指導「性への配慮欠ける」と批判噴出、見直しへ”という事が取り上げられていました。市内小学校においても、体育の授業で肌着の着用を認めていない学校があるという情報を小学校部会内で把握しております。

生徒の中には、低学年時にそのような指導を先生から受けたため、学年が上がってから友人に注意してトラブルに発展した事例も聞いています。教育委員会は、体操服の下に男女共に肌着を着用してはいけないと指示されているのでしょうか。また、もし教育委員会からの指示であれば、千葉県のように見直しや検討など対策を講じるおつもりはありませんでしょうか。

【教育指導担当】 回答

令和3年度3月末に、スポーツ庁及び大阪府教育庁から、「肌着の取扱いについて」の通知を受け、4月の校長会において、肌着の取扱いが合理的なものになっているかどうかの見直しをするよう指示をしました。

また、7月の校長会においても、「体育時の肌着の着用については、強制することなく、保護者や児童が判断するようにすること。ただし、その際、健康管理について十分指導すること。」と、指示伝達をしております。

②SNS や LINE 等のインターネットでのコミュニケーションツールが主流となっている昨今ですが、枚方市の小学校に於いて、児童生徒向けのネットリテラシー教育をどの程度実施されているのでしょうか。

子どものいじめについても、以前は無視、物を隠す、身体的に危害を加えるなどといった目にも見えるいじめが大半を占めていたように思いますが、子供たちの間では最近ネット上のいじめ等どんどん目に見えない形になってきています。日本各地でネットでのいじめが横行し、報道でも目にする機会も増えました。枚方市教育委員会として、最近のいじめの現状をどこまで把握されていますでしょうか。枚方市内に於けるいじめの認知件数、インターネット絡みのいじめの認知件数など、具体的な数字を教えてください。

また、いじめにあった子供達を救うためにどのような取り組みをされているのでしょうか。学校での、いじめに対する認知から対応、解決までの流れについて教えてください。

【児童生徒支援担当】 回答

①ネット（情報）リテラシー教育については、大阪府教育委員会ネット対応アドバイザー 篠原嘉一氏に、枚方市立小中学校の児童生徒及び保護者を対象とした動画の作成を依頼し、学校で視聴する機会を設けるなどして、情報手段の利便性と危険性、自分や他の人への影響を学ぶことで情報リテラシーについての理解を促しています。

②いじめの態様につきましては、ご指摘の通り、ネット上でのいじめが増加傾向となっています。令和2年度、枚方市内小中学校で生起したいじめの認知件数は929件で、そのうちネット上での件数は全体の5.1%にあたる48件生起しております。

③いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ防止対策委員会」を中核として、組織としていじめを認知し、対応の検討や役割分担を行います。いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取ります。いじめを行った子ども、場合によってはいじめを見ていた子どもたちにも状況や心情を聴き取り、事実確認をします。確認された事実をもとに、いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行います。また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める仲裁者や、誰かに知らせる通報者になるよう丁寧に指導します。なお、いじめを受けた子どもの状態に合わせて、スクールカウンセラー等の専門家の活用も踏まえた継続的な心のケアを行います。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力のもとで取り組みます。

いじめの解消にあたっては「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）」「いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと」という要件を満たす必要があります。いじめの解消に向けて、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く見守っていくこととなります。

③中学校では性教育やLGBTについてなど授業の中で学ぶと聞きました。現在、小学校の保健体育の授業で身体の仕組みや月経が始まるということ自体は習いますが、月経が始まったらどうするか対処方法まで学ぶ機会はありません。また、恥ずかしい事だと誤解する子供も居ます。学校で4年生が習うという性教育が表面的なものでしかないという事ではないでしょうか。高学年から著しく発育する子供も多くいます。高学年に対しての性教育は教育委員会としてどのようにされていますでしょうか。

【教育指導担当】 回答

小学校中学年の学習指導要領（体育編）では、「体の発育・発達」「体をよりよく発育・発達させるための生活」について学び、「体の発育・発達に関わる事象から課題を見付け、体のよりよい発育・発達をめざす視点から、適切な方法を考え、それを伝えることができるようにする」とあり、月経がはじまった時の対処方法等は扱っていませんが、今後も引き続き、家庭とも連携し、児童の心情に寄り添いながら、個別に相談・対応を行ってまいります。

なお、高学年の児童に関しては、5・6年生で行われる宿泊学習の前に、女子児童に対して養護教諭等が保健指導を行っています。

3. 設備について

①昨年度回答頂きましたが体育館へのクーラーの設置について現在どのような状況でしょうか。災害時の避難所対策としてのみ設置を考えているのでしょうか。設置された場合の活用方法について、どのように計画されているのでしょうか。

【施設整備室】 回答

現在、学校体育館への空調設備の導入について可能性調査を行っており、本調査の結果を踏まえて事業の進め方など早期にお示しする考えです。なお、熱中症予防をはじめ、避難所の環境改善にも繋がる事業として設置の検討をしております。

また、設置後の活用方法としましては、教育委員会から発行されている熱中症対策マニュアルの熱中症予防運動指針等を基準に、適切に活用をしていただければと考えております。

②現在子供達は上靴のままトイレを使用している学校とスリッパに履き替えている学校があるのをご存知でしょうか。書写の授業で半紙を教室の床に置き床で作業する事もあり不衛生であるように思えます。全校トイレ用スリッパを設置する考えはないでしょうか。

【新しい学校推進室】 回答

トイレ用スリッパを設置している学校があることは把握していますが、乾式や湿式など、トイレの状況が異なりますので、各学校の判断としています。現在、教育委員会では、全校においてトイレ用スリッパを設置することは考えておりません。

③トイレ工事が令和5年に完了される様ですが、昨年度辺りから男子トイレが完全個室になっている学校があると思います。工事が終了している学校もありますが、個室になっていない学校は今後新たに工事をするのでしょうか。

【施設整備室】 回答

令和4年度以降に整備工事（令和3年度以降に設計）を実施する学校については、各系列（最上階から1階までの配管を共有する便器の集合）で1フロアのみ個室化し、残りのフロアについては従来どおり小便器を残すことを基本としております。

4. 防犯、その他

①見守りシステムの導入が進んでいると思いますが現在どのような状況でしょうか。すでに導入されている学校の保護者からは、しっかりとした説明を受けていないという声が上がっています。導入の際、各学校でそのシステムについて保護者向けに詳しく説明して頂けるのでしょうか。

【新しい学校推進室】 回答

現在、7中学校、16小学校で導入が完了しています。また、導入にあたっては事前に各学校及び説明を希望される校区コミュニティ協議会や PTA 等に対して説明会を開催しております。端末配付時には利用端末のパンフレットも同封しています。

②コロナ禍で水泳授業が出来ていません。代替えの授業は実施されるのでしょうか。また、児童の目標とされる泳力は養われるのでしょうか。

【教育指導担当】 回答

学習指導要領において、「適切な水泳場が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げる」とあることから、各学校に対しては、水泳に関する安全等について指導するよう指示しております。

<生活指導委員会>

1. 登下校見守りシステムについて

①OTTADE！（登下校見守りシステム）の導入について、昨年度の回答では、令和2年9月より杉中学校区（杉中・菅原東小・氷室小・藤阪小）で先行導入しており、令和3年9月の市内全校区導入に向け、取り組んでいきます。とありますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

【新しい学校推進室】回答

令和3年1月に長尾中学校、長尾西中学校区にて導入、同年9月に桜丘中学校区、津田中学校区、東香里中学校区、枚方中学校区（枚方第二小学校を除く）にて導入しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、導入予定より遅れているところですが、早期に導入できるよう努めてまいります。

②一部の小学校では、有料（自由契約）の「自動安全システム ツイタもん」や「ミマモルメ」などの導入をしています。遠隔管理システムを導入している学校としていない学校を教育委員会は把握されているのでしょうか。また、OTTADE！を全校導入の際、既存システムを有している学校への対応は、どのようにお考えでしょうか。

【新しい学校推進室】回答

「ツイタもん」や「ミマモルメ」の導入校は把握しております。それらの既存システムは、登下校時に児童が校門を通過したことを通知されるものであるのに対し、「OTTADE！」は通学路上の児童が通った「履歴」を確認できるものであるため、並行して利用することで、より児童の安全、安心につながると考えています。

2. 登下校時・通学路環境について

①枚方市内の小学校は、ほぼ全てで集団登校が実施されております。各小学校では、登校班編成・管理を学校やPTAの委員活動として、または、子供会などがしております。子供会管理の学校では、子供会に入らなければ登校班利用ができず、個別登校をしている児童がいるのは安全面からも問題ではないのでしょうか。今後、PTAへの加入同意が普及することも考えられ、同様の事案が起こることも懸念されます。登校班における管理責任の所在や児童の安全面など、教育委員会としてどのようにお考えかお聞かせください。

【児童生徒支援担当】回答

集団登校は、通学中の交通事故の防止や、非常変災時、不審者などの事件等への安全対策の一つとして、有用な手段であると考えています。教育委員会としましては、学校保健安全法第27条に基づき、通学に関する安全指導の一つとして、交通安全教育の実施について各学校に指示しております。また、安全な登下校に関しては、保護者・地域・学校の3者が連携し、見守っていくことが重要であると考えております。

②信号のない交差点や細い道などで、スマホを利用しながらなど事故になりかねない自転車運転をする子どもたちが増えています。子どもたち自身が安全に行動する大切さをより理解するための機会が必要ではないでしょうか。昨年度、学校安全課より【登下校の安全指導、交通安全教室の活用、通学路の点検をするとともに、地域学校安全ボランティア、警察、市関係部局と連携し、登下校の児童生徒の安全確保について対応しています。】と回答をいただいておりますが、昨年度のコロナ禍における全校園での交通安全教室の実施状況や実施方法と回数は、把握されていますでしょうか。また本年度の実施予定や回数をお聞かせください。

【児童生徒支援担当】 回答

昨年度は、臨時休校に伴う授業時間数確保と感染症拡大防止の観点から、交通安全教室を中止しております。また、今年度については、中学校自転車交通安全教室では、全 19 校での実施を予定しております。小学校の歩行及び自転車の交通安全教室については、緊急事態宣言や蔓延防止措置期間に実施を予定していた学校については、日程を再度調整し実施の予定ですが、その内それぞれ 16 校での中止を決定しております。11 月以降の学校については予定どおり実施しております。

③登下校時に児童生徒が巻き込まれる事故が後をたちません。通学路内での時間帯制限道路・通行禁止時間帯にもかかわらず、通行する車が多く見受けられます。地域や保護者による見守り等は行っておりますが、警察署と連携をとり交通違反などの取り締まり強化等、登下校時間帯の取り締まりの強化について、教育委員会として対策など何かされているのでしょうか。

【新しい学校推進室】 回答

教育委員会は、道路管理者や警察と作成している「交通安全プログラム」に基づき、危険箇所等の合同点検を行っています。その中で、新たな信号機の設置や交通規制の設定、また、取締まりの強化等について要請を行っています。

④物流倉庫ができて、通学路の交通状況が変化したためスクールゾーンの見直しが必要、通学路に深い側溝があり蓋をつけたい、防犯カメラの増設の相談、見通しが悪く交通量の多い箇所にカーブミラーの設置など、様々な声があがっております。全校園の意見として集約するには限りがあり、このような案件はどこに窓口があり、どのような経緯を経て対応をしていくのが望ましいのか等を、全校園に向けてご教示いただくことは可能でしょうか。

【新しい学校推進室】 回答

通学路の整備、改善は学校からの要望を受け、教育委員会が窓口となり、道路管理者や警察と協議を行い、可能なものから対応を行っています。

<給食委員会>

- ① 警報などで休校になった時の食材はどうしているのでしょうか。食材ロスを防ぐためにも、子ども食堂への寄付、販売所や他施設などへ有効利用されるようなシステムはあるのでしょうか。準備されていた食材の流れについて教えていただきたいです。

【おいしい給食課】・【児童生徒支援担当】 回答

保存が可能な食材（保存がきく野菜や乾物、冷凍食材等）は、調理場で保管の上、後日使用するよう調整します。

なお、賞味期限が短く後日学校給食で使えない食材については、一部の学校のみ休校になる場合には、その食材を他の小学校や中学校の調理場で使用します。市全域で休校になる場合には、納品業者に引き上げを依頼するなどし、有効活用いただいています。

- ② 警報が9時までに解除されて登校する場合は給食があるのですが、10時に解除された場合は給食はなしで下校となります。共働きの家庭の子どもは、下校後、児童会へ行くため、お弁当を持参して登校しなければなりません。急なお弁当の準備が必要になることと、両親の出勤後、警報が解除される時間によって、子ども自身でお弁当の要不要を判断しなければならないこともあります。この状況について、把握はされていますでしょうか。それに対して、何か対応されることはありますでしょうか。

【児童生徒支援担当】・【おいしい給食課】 回答

小学校で9時以降に警報が解除となった場合、その時間から給食を調理し提供することが難しいことから給食の提供はなしとさせていただいています。

- ③ コロナの影響で給食試食会の開催が難しいため、試食会に代わるものは検討されているのでしょうか。また、栄養や食育についての情報提供など、子どもや保護者に対してタブレットを活用した取り組みなどは検討されているのでしょうか。今後の予定などを教えていただきたいです。

【おいしい給食課】 回答

P T A主催の給食試食会については、飲食を伴うという点からも新型コロナウイルス感染症の現状に鑑みご配慮をいただいているところです。試食会に代わるものは実施しておりません。

なお、小学6年生を対象とした中学校給食試食会は、通常の給食時と同様に感染防止対策を行っていることから本年度も実施しております。

④コロナ禍のため黙食が行われていますが、解除の基準などがあれば教えていただきたいです。また、黙食や家庭の事情によっては孤食となっている児童もいると考えられ、本来の食の楽しさが十分でない現代社会において、黙食における影響とそのフォロー、本来の食の在り方などの教育についてはどのようにお考えでしょうか。

【おいしい給食課】 回答

大阪府の要請として、依然、マスク会食の徹底が呼びかけられていることから、学校給食においても飛沫防止ガードの使用や黙食をお願いしているところです。

黙食の解除にあたっては、今後の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の感染拡大防止に向けた取組みを注視し、必要な感染防止対策を行っていきます。

給食時間における食育の取組みとして、小学校においてはその日の給食で使われている食材を栄養の役割ごとに分類し、料理や食材に関する一口メモを記載した日めくりの給食カレンダーを、中学校では料理や食材に関する一口メモを各学校に配付しています。各学校では、給食の「いただきます」の前や放送で読み上げたりしながら給食時間の食育を行っています。

【教育指導担当】 回答

給食指導においては、社会情勢を鑑みて黙食等感染症対策を実施するため、例年通りの取組が実施できない日々が続いています。しかしながら、食育の取組につきましては、全小・中学校が「食に関する指導の全体計画」を作成し、例えば、「家庭科の「中学生に向かって」の中で栄養教諭が中学校給食について説明」したり、「保健体育科の「健康な生活と病気の予防」の中で食生活の見直し」を行ったりするなどの取組を、教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導を行っているところです。

⑤ 「学校給食コンテスト」はぜひ続けてほしいという声がありますが、夏休みの宿題として全員参加の学校もあれば、自由参加の学校もあります。今後、活性化していくお考えはありますでしょうか。また、応募対象外の学年の児童や保護者の「学校給食コンテスト」に対する周知については、どうお考えでしょうか。

【おいしい給食課】 回答

今年度の第3回学校給食コンテストでは、小学校 1235 作品、中学校 795 作品の応募がありました。第1回コンテストでは、小学校 989 作品、中学校 369 作品でしたので、少しずつ応募が増えている状況です。

全員参加か自由参加かは学校に任せておりますが、今後も様々に周知を行い、コンテストを続けていくことを考えています。

また、これまでも行っている通り、コンテストの結果を全学校に周知するとともに、児童生徒の作品を給食で提供する際には献立表に掲載していくことを考えています。

- ⑥ 米飯の日は、牛乳が合わないようです。せめて洋食の日は牛乳、米飯の日はお茶にするなどの対応は可能でしょうか。メニューに関わらず、飲み物が牛乳である根拠を教えてください。また、フルーツ牛乳や豆乳、野菜ジュースなど、他の飲み物を取り入れることはできないのでしょうか。

【おいしい給食課】 回答

学校給食で牛乳を提供するのは、学校給食法施行規則第 1 条第 2 項により「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。」と必ずミルク（または牛乳）を出すように規定されているからです。

また、文部科学省が児童生徒の学校給食に必要な栄養量を定めた学校給食摂取基準において、カルシウムの目標値も定められており、児童生徒の成長期にとっても大切な栄養素となっています。牛乳はカルシウムが豊富に含まれた食品であることや、牛乳の摂取を欠かした場合、児童生徒に必要なとされるカルシウム量を満たすことが困難であること等から、毎日の給食で牛乳を提供しています。

- ⑦ 田植え体験や農業体験などの体験学習の内容が、規模の大小など学校によって差異もあるように見受けられますが、この学習の目的は理科や生活のみののでしょうか。また、食育につながる学習はどのように行われているのか、あればその学びの効果などを教えてください。

【教育指導担当】 回答

田植え体験や農業体験については、理科、社会、生活、総合的な学習の時間などにおいて、学校が教育目標を鑑みながら教育課程に位置付けて実施しているところです。

食育につきましては、「食に関する指導の全体計画」を作成し、教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導を行っております。

田植え経験や農業体験における食育としての効果については、食料生産者への理解や感謝等が考えられます。